

那須温泉ファミリースキー場新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年9月1日

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の影響が国内で続く中、個々の状況に応じた対策に取り組み、感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に、従業員の健康管理及び感染症の感染リスクの低減を図るため、「那須温泉ファミリースキー場新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定した。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 具体的な感染拡大予防について

(1)来場者

ご来場前に体調がすぐれない場合は、下記を目安として来場を中止していただく。

- ・風邪のような症状がある方
- ・37.5度以上の発熱がある方及び発熱が数日間続いている方
- ・だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

乗車待ちの列にいる場合には間隔をあける。

乗車中もしくは近くに他のお客さまやスキー場係員等がいる場所では、マスクまたはフェースシールド及び手袋（以下、「マスク等」という。）やゴーグル・サングラスは着用したままにする。

乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにしていただき、極力前方を向いたままで座っていただく。

混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解をいただく。

(2)索道施設

券売所

- 1) チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- 2) チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡しをする。

索道係員

- 1) 改札係員・乗客係員等の従事者はマスク等を着用させる。
- 2) 運行終了後は落下防止バー等の消毒をするのが望ましい。（運行中は危険）

(3)屋内施設（売店・付帯施設等）について

施設の入口およびトイレ入口等には消毒液を常備する。

座席の間隔については一定の距離を確保する。

レジには飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。

提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。

お客さまが利用されるテーブル・イス等、また券売機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をする。

(4)冬季営業でのパトロール隊について

パトロール隊員は常にマスクを携行し、救助活動をする際には、臨機応変にマスクを着用するものとする。

負傷者の搬送で使用した救助ボート類は搬送後、消毒する。

3. 従業員に関する対策

(1)健康確保

従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に券売所係員 改札係員については始業前点呼時等において確認を徹底する。

従業員は常に健康な身体でお客さまに接することが肝心で、 を踏まえ体調の思わしくない従業員には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。

自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

(2)勤務

索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前 休憩後を含め、定期的な手洗い手指消毒を徹底する。

勤務中の従業員はマスク等を着用する。ただし、気温や湿度が高くなる場合においては、接客の有無やそれぞれの業務の状況（対人距離、業務負荷、周辺環境等）を踏まえた対応をとるものとする。

建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。

送迎車両による通勤の場合、マスクの着用と窓を開け感染予防に努める。

他人と共用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をする。

従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるように、作業空間と人員配置について最大限の見直しをする。

朝礼や点呼は、一定以上の人数が一度に集まらないように努力する。

(3)休憩施設 備品等の取扱い

休憩室・食堂等を使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を励行する。

休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこない、2メートルを目安にできるだけ距離を確保するよう努めるなど、3密（密閉 密集 密接）を防ぐことの徹底にも努める。

食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなど 2メートルの距離をできる限り確保するように努める。

トイレでは、ペーパータオルを設置するか、個人のタオルを持参させる。

共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒する。

(4)従業員に対する感染防止対策の啓発等

従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動変容を促す。

このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組をおこなう。

患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者、その家族・児童等の人権に配慮する。

新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮をおこなう。

(5)感染者が確認された場合の対応

保健所・医療機関の指示に従う。

従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局に報告する。

感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する。

感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことが無いよう留意する。

衛生管理責任者または安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

(6)その他の付帯設備については、該当する業界団体・行政等から発出しているガイドラインを参考にし、感染症拡大予防に適切に対応を図る。